

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 明 治 海 運 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 内 田 和 也
(コト`番号 9115 東証・大証 1 部)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 152 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 変更の目的

「会社法」（平成 17 年法律第 86 条）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）、ならびに、「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）および「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の通り当社定款を変更するものです。

- ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨を定める定款第 4 条（機関）を新設するものです。また、会計監査人が新たに会社の機関と定められたことに伴い、定款に第 6 章（会計監査人）を新設するものです。
- ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定める定款第 7 条（株券の発行）を新設するものです。
- ③ 会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、機動的な資本政策の実行のため、取締役会の決議をもって自己株式の買受けを可能とする定款第 8 条（自己の株式の取得）を新設するものです。
- ④ 会社法第 189 条第 2 項の規定に基づき、単元未満株式の管理の効率化をはかるため、単元未満株式についての権利の一部を制限する定款第 10 条（単元未満株式を有する株主の権利）を新設するものです。
- ⑤ 会社法第 309 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の特別決議の定足数を総株主の議決権数の 3 分の 1 以上に緩和することが認められたのに伴い、定款第 18 条（決議の方法）に第 2 項を新設するものです。
- ⑥ 会社法第 341 条の規定に基づき、取締役解任要件を改正前商法と同程度の決議要件とし、株主総会で信任された 1 年間の取締役任期において中長期的視野に基づいた職責を全うさせるため、定款第 21 条（取締役の解任）を新設するものです。
- ⑦ 会社法第 370 条の規定に基づき、必要に応じて書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能にするため、定款第 29 条（取締役会の決議方法）に第 2 項を新設するものです。
- ⑧ 会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 32 条（取締役の責任免除）を新設するものです。なお、本件に関しては監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- ⑨ 会社法第 426 条第 1 項および会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役および会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 41 条（監査役の責任免除）ならびに定款第 44 条（会計監査人の責任免除）を新設するものです。
- ⑩ 会社法第 459 条第 1 項の規定を踏まえ、経営環境に即した機動的な剰余金配当を実施できるよう、定款第 46 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものです。
- ⑪ 以上のほか、会社法および関係法令に合わせて用語、表現および引用の変更を行うと共に、条文構成の整理、字句の修正、条数の変更その他、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は明治海運株式会社と称し、英文ではMEIJI SHIPPING CO., LTD. と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第2条 当社は本店を神戸市<u>中央区</u>におく。</p> <p>(目的) 第3条 当社はつぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 海運業 2. 貸室業 3. 前各号に関連する一切の事業</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は神戸市において発行する<u>神戸新聞および東京都において発行する日本経済新聞</u>に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、1億4,400万株とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行通り)</p> <p>(本店の所在地) 第2条 当社は本店を神戸市に<u>置く</u>。</p> <p>(目的) 第3条 (現行通り)</p> <p>(機関) <u>第4条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、1億4,400万株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p>第7条 <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 <u>当社は株式につき、名義書換代理人をおく。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社ではこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当社の株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、株券の不所持、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続ならびにその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 <u>当社の株式、新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</u></p>	(削除)
<p>3 <u>前2項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(招集時期)</p>	<p>(招集時期)</p>
<p>第11条</p>	<p>第14条 (現行通り)</p>
<p>当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。</p>	
<p>2 臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p>	<p>2 (現行通り)</p>
<p>(招集者)</p>	<p>(招集権者)</p>
<p>第12条</p>	<p>第15条 (現行通り)</p>
<p>株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</p>	
<p>2 取締役社長が定めてないとき、または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p>
<p>(議長)</p>	<p>(議長)</p>
<p>第13条</p>	<p>第16条 (現行通り)</p>
<p>株主総会の議長は、前条に従い、取締役社長またはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、株主総会において議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第15条 総会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、<u>出席株主の有する議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議事録) 第16条 <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社は取締役8名以内を<u>おく。</u></p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、株主総会において議決権を行使しうる他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には<u>株主または代理人</u>は代理権を証する書面を<u>株主総会</u>ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社は取締役8名以内を<u>置く。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(累積投票の排除)</p> <p><u>第19条</u> 当社の取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のとき</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> <u>会社を代表すべき取締役は3名以内とし、取締役会の決議で定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役社長)</p> <p><u>第22条</u> 取締役社長は取締役会の決議を経て業務執行の衝に当る。</p> <p>取締役社長が<u>定めてない</u>とき、または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第23条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役社長)</p> <p><u>第24条</u> 取締役社長は取締役会の決議を経て業務執行の衝に当る。</p> <p>取締役社長に<u>事故がある</u>ときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の権限) 第24条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第25条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役会長が定めていないとき、または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>2 各取締役は、議題および理由を付して招集者に対して取締役会の招集を請求することができる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役会の権限) 第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第27条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役会長を定めていないとき、または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>2 各取締役は、議題および理由を付して招集権者に対して取締役会の招集を請求することができる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第28条 (現行通り)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第29条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う</u>。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) <u>第28条</u> <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u> (取締役会規程) <u>第29条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (相談役) <u>第30条</u> 当社は取締役会の決議により、相談役若干名を<u>おく</u>ことができる。 (新設) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) <u>第31条</u> 当社は監査役4名以内を<u>おく</u>。 (監査役の選任) <u>第32条</u> 監査役の選任決議は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。 (監査役の任期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p>	<p>(削除) (取締役会規程) <u>第30条</u> (現行通り) (相談役) <u>第31条</u> 当社は取締役会の決議により、相談役若干名を<u>置く</u>ことができる。 (取締役の責任免除) <u>第32条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) <u>第33条</u> 当社は監査役4名以内を<u>置く</u>。 (監査役の選任) <u>第34条</u> 監査役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) <u>第35条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきとき</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役は、<u>互選</u>により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬) 第39条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、<u>その決議</u>により常勤の監査役を<u>選定</u>する。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第37条 (現行通り)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程) 第39条 (現行通り)</p> <p>(報酬等) 第40条 監査役の報酬等<u>は</u>、株主総会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
(新設)	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
(新設)	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第42条</p> <p>会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
(新設)	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条</p> <p>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新設)	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第44条</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第40条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(利益配当金および除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金は毎年3月31日現在の株主名簿等に記載の株主または登録質権者に支払う。</p> <p>2 前項の配当金については、支払確定の日より満3ヶ年を経過した後においては<u>当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以 上

本件に関するお問合せは総務グループ (Te103-3792-0811) 宛、お願い致します。